

Title	近代産業史研究の成果に就いて：中小工業論の視角から
Sub Title	
Author	豊田, 四郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1942
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.36, No.10 (1942. 10) ,p.832(26)- 865(59)
JaLC DOI	10.14991/001.19421001-0026
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19421001-0026

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

近代産業史研究の成果に就いて

——『中小工業』論の視角から——

豊田 四郎

序

一 『開屋制家内工業』（小宮氏の所説を中心として）

二 近代産業の發生経路

三 ドイツ麻織物業（松田氏の所説を中心として）

四 日本絹織物業（信夫氏の所説を中心として）

結にかへて——比較産業史重要参考文献——

附記

序

近時、國內における重工業確立の要請は、とりわけ國外市場の閉塞を契機として、『農村工業』『中小工業』の『再編成』を焦眉の政策として提出せしめたが、これの解決の鍵は農・工の全産業編成のうち求められてゐる（註一）。それ故、『中小工業』の經營形態、販路機構を近代産業編成の具體的な型成・展開の線に沿うて究明することは、現下

産業政策確立のための理論的前提である。嘗て、近代産業編成を完了した一八七〇年代以降のドイツにおいても、近代『家内労働』の原論的分析の成果が舊式『家内労働』の經濟史的解明に基準を提供し、逆にまた、後者が前者の豊富な理解を推し進めつつ、かくて、いはゆる『家内労働』問題をばその單純さと複雑さとにおいて把握闡明せんとする努力が試みられたが（註二）、それにもかかはらず、その場合、ドイツにおいて近代産業編成の比較史的特質なる概念が確立されてゐなかつただけに、それだけにわが國におけるかかる研究法は重要な鍵でなければならぬ。

以下、この覺書の目的は、『開屋制家内工業』を近代産業の發展段階から個別的に抽出しこれをもつて近代産業編成を構成する生産形態・範疇の一齣として理解するフツヒヤア流の理論に對して、ミラボーのいはゆる『分散手工場』なる概念を確立し、さらに、これに據つて、最新のわが國における比較經濟史的な成果を忠實に近代産業史研究の中に取り入れることにある。とくに、これは僅かの期間に作成したノートにすぎぬ上に、筆者が經營形態をだけをとりだし市場機構・商業利潤の理論經濟學的究明に不用意であつたことは、一層これを曖昧かつ未熟なものとした。他日を期して修正したいと思ふ。（附記参照）

（註一）『手機、足踏の尨大なる存在、零細工場の壓倒的比重を省るべき、機業再編成の課題は、同時に農業部面に對する適

正規模農耕確立の要請』*『機業再編成の基本問題』其三、織協會報、第二卷第十號、昭和十六年四月二十五日、二五頁。

（註二）*賀井善知氏『獨逸家内工業理論の歴史的展開』、一橋論叢、第三卷第五號、参照。

『日本中小工業研究』（小宮山琢三著、中央公論社、昭和十六年七月刊）の著者によれば、一般に『中小工業』なる數量的表現をもつて呼ばれる現象の本質は『異質的』『複雑な構成層』（三頁）であり、その經營諸形態は『産業資本確

立の視點から(七頁。因に、氏は産業革命を産業全體ではなく私的産業にのみ視點を置いて捉へられる。ここに以下の混亂の根因がある(註1)。次の如く規定される。

(A) 中小工業の獨立形態

(B) 中小工業の從屬形態、(1)支配者が問屋或は商業資本輸出貿易資本百貨店資本等たる場合(問屋制家内工業)、(a)下請業者の生産が資本家的生産たるもの(舊問屋制工業或は家内工業)、(b)下請業者の生産が一應資本家的生産の内容を備へてゐるもの(新問屋制工業)、(2)支配者が大工業或は工業資本たる場合(下請制工業)

著者によれば、(B)の從屬形態の中から『近代性と前期性とを飾ひ分け推轉の基本的方向をつかむことが、日本中小工業問題の本質への有力な鍵(八頁)である。ところで、著者が右の『新・舊問屋制』・『下請制』なる独自の範疇を検出せられた場合、最大の難點はその検出の規準たる『從屬』・『支配』なる概念の曖昧性のうちにある。問題の核心は一方が他方から『支配』を受けてゐるか否かにあるのではなくして、その『支配』の内容そのものが一つの事實上の生産の關係を意味するものであるか、或は、單に流通過程上の支配にすぎぬものであるかのうちにある(註2)。換言すれば、(一)、氏は『新・舊問屋制』と『下請制』との區別の規準を、『支配』するものが問屋・商業資本であるか大工場・工業資本であるかといふ點に置かれるが、そこには現段階の中小工業の經營形態を分類する上の根本的規準はない。例へば、大工場の發註を分析するに、小工場に對する支配の内容が、前貸材料に對する出來高拂ひでの加工——それが部分加工であつても完全加工であつてもこの場合差支へない——といふ事實上の生産の關係を意味する場合と『外註』としての單なる流通上の支配(藤田氏の所謂『大資本による小資本の壓倒』註3)にすぎぬ場合とがある。(二)『舊問屋制家内工業』と『新問屋制工業』・『下請工業』との區別の規準は、下請者が『自宅で内職する農婦や家婦』の如く

『全く資本家的性格を持たず生産が機械及び原動力を使用せずに行はれる』場合か、或は、『徒弟を使ふところの手工業的親方』の如く『多くの賃労働者を雇ひし一應工場制の組織と條件をもちそこに拒み難い現代的特質が見出される場合(八—九頁)かに置かれてゐる。しかし、この關係は、問屋が前貸した材料を出來高拂で自宅或は納屋工場において加工するといふ點では同一である。その差別はただ兩者がそれぞれ社會經濟的發展の相異なる段階を反映してゐるところにあるにすぎぬ(註4)。

注意。(一)これらの場合、問屋は事實上の産業資本家となり農婦或は徒弟は(親方を仲介人として)問屋のために働く賃労働者となる。随つて、それらはいはゆる『家内労働』(Kapitalistische Hausindustrie、以下この意味に用ひる場合は單に『家内労働』とす)に外ならぬ。さはいへ『家内労働』はそれだけでは特殊の工業形態・發展段階を構成するものではない。それは小工業・手工場(manufaktur、以下同じ)、大工業の諸段階と共在して始めて歴史的資格を取得するところの、商業資本(もしくは商業資本的機能)の生産支配の形式である。第一、『家内労働』は小工業の段階において散在的に出現し、その場合、労働者は完全作業を行ふ。第二、『家内労働』は手工場の段階に最も廣汎に成長し、實にこの時代の特徴をなし、小工業と大工業とはこれなしでやつてゆけるとしても手工場はこれを不可缺とする。この場合、家内労働者は部分的分業労働もしくは商品別分業労働を行ひ、一の或は若干の間屋——これらの間屋は製品の基本行程(例、製織)或は部分工程(例、仕上げ)を擔當する作業場を所有してゐる場合も稀ではない——のために賃労働にまぎる事實上の協業關係をなして働く。この點、これを全體としての『分業に基づく協業』としてみれば、むしろ『分散手工場』(後掲)ともいふべき經營形態をなしてゐる。但し、この場合、手工場といふも、これは問屋による生産支配であるから、舊來の孤立農民經濟・自營都市手工業は利潤造出の前提として維持されてゐる。第三、『家内労働』は大工業の段階において、大工場・手工場・商品倉庫の背後に、近代的相對過剩人口を利用するものとして、『近代家内労働』(スウェーディング・システム)として編成されるときは、イギリスのレーヌ編物業の

示す如くである。(二)『新問屋制家内工業』をば『問屋制マニファクチュア』『問屋制工場』と呼んで經營形態・範疇化する見解(大塚氏・信夫氏『序説』參照、註5)はその概念規定において不明確なることを免れぬであらう。ただし、これらの『マニファクチュア』『工場』の『拒み難い現代的特質』なるものは、高度の動力機・手工業技術・『前貸』材料と工場法規以前の諸條件にある家族労働・徒弟労働・家計補充的賃労働との親方式結合(『納屋工場』)をその本質となし、且つ、その親方は嚴密の意味では問屋或は親工場と親方自身の労働者との間の仲介者にすぎぬから。

以上、要之、『家内労働』をば近代産業の發展段階・經營形態から切離し、これを獨得の範疇として抽出するところに、この種の理論の方法上の難點が伏在する。『舊問屋制家内工業』『問屋制工業』『下請制工業』なる概念は、それだけでそれぞれ別個の、『中小工業』の經營形態を表現するものでなく、むしろ、同一の範疇が、特殊な社會經濟の發展史を反映する序列として理解されねばならぬ。この意味において、知多織物における支配的な工業形態をば、いはば『分散手工場』の視角から、それぞれ幕末―明治十年代・明治二十―四十年代・明治末期―大正初期の劃期に分つて追究せられた大阪商大藤田教授の論文(註5參照)は示峻的である。

以下、『中小工業』研究の出發點として、『分散手工場』なる經營形態を吟味するために、最近の比較史的諸研究をノットしよう。

(註1) 『日本の工業生産において大工業の部面では大體日露戦争の前後に、また大工業として確立してゐない部面では歐洲大戦を契機として、一應の生産旋回が行はれた』(『日本中小工業研究』、二二頁。傍點は引用者。むしろ、日露戦争前後の産業資本確立期に大工業の背後に尠大な『大工業』として確立してゐない部面』即ち『問屋制家内工業』・手工場が舊式農耕との關聯において沈澱・深化せしめられて、それらの諸工業形態が全體として特殊な近代産業編成を構成して行つた點に、問

題の根因がある 同書二四八頁參照。)

(註2) *日本貿易研究所編、『輸出ブラシ工業』上巻、大同書院、昭和十七年四月刊、三五〇頁および四二七頁參照。尙、『問屋制家内工業』即『家内労働』とするのは何うであらうか。後者は、家内労働者が完全作業をなす場合(小工業)と部分作業をなす場合(手工場)を含むに反し、前者はむしろ『分散手工場』と同義に使用せられてゐるから。

(註3) *藤田敬三氏、『日本中小工業研究』書評、『帝國大學新聞』、昭和十六年九月八日號參照。

(註4) 『この型の業者が小型動力機と半機械化した分業技術を採り入れてゐるにもせよ、本質的には産業資本家たるの資格を持たぬ所の問屋の支配下に立つ小生産者である事は、『家族労働を主として殆ど非分業的に大體において全行程を自己の居宅で行ふもの』と何の變りもない。納屋工場における問屋制家内工業である。……この型のもものは、わが國の特徴的な社會經濟的地盤の上で、典型的に機械化された問屋制家内工業であるに過ぎない。』(『輸出ブラシ工業』、前掲、四二七頁)。また藤田教授は曰く、『問屋制下請』ニ工場「賃機」は、問屋商業資本の分散せる労働支配の方法たるに變りはないがその段階に特徴的な性格を持つて居る』(*同氏、『輕工業に於ける下請制の發展』、經濟學雜誌、第十卷第二號、昭和十七年二月四八頁)。また、氏によれば『明治末期から大正年代に於ける「賃機」は、明治二十年代に紡績資本により編成替された「農家副業」としての賃機即ち問屋制家内工業とは既にその本質および内容を異にし、この期の賃機は曾ての資本制家内労働分散手工場形態から、機械動力に依り小工場化しつつある時期に於ける問屋制商業資本の小資本及労働の直接なる支配方法の一つである(同、四八頁)。

(註5) 大塚久雄氏は十六世紀初頭イングランド西部、イースト・アングリヤ地方、ヨークシャーの織物について曰く、『この關係は「中産の織元」側が問屋制商業資本として織物工に原料を前貸してゐたが、前貸を受ける「織物工」側はもはや單純な家内工業ではなくして初期マニファクチュアの姿をまつてゐる』(『關係——引用者』は紡毛工程における問屋制家

内工業に對して、マニユファクチュアを基底とした問屋制前貸、或は言ひうべくんば問屋制マニユファクチュア」(＊同氏、『歐洲經濟史序説』後掲、一三八頁。尙、一七五頁参照)。同じく、信夫清三郎氏は和泉地方の綿織業について右の大塚氏の見解に關聯させて曰く、『問屋から前貸をうけながらも自己の作業場で賃銀労働者を使役するといふ、いはば問屋制マニユファクチュアは、そのうちに純粹の産業を展開せしめる契機をもつてゐる……しかしながら、さうしたマニユファクチュアの展開は、(日本の場合はイギリスと異り——引用者)明治期以後にはじめてみられたもので、幕末においてはたゞその傾向を示し』(＊同氏、『日本産業史序説』後掲、六七頁)たにすぎぬが、産業資本確立後の明治末期・大正初期にかけて、右の『問屋制マニユファクチュア』が『問屋制工場』に展開する徑路をみるに、『日本の場合には、マニユファクチュアは自己の獨立性を容易に高めることがなく、問屋制資本に從屬したまま工場工業に入り込んだ』が『その典型的な例は知多および遠州地方』(同、一七四—一七五頁)と。この場合、反省すべき點は、右の時期における問屋制家内工業から小手工場・小工場への轉化は、問屋による分散的な農家副業的家族作業の支配から半ば離農を前提とする專業的な統一の工場作業の支配への轉化を意味すること、それ故、それが四〇年以降の農村分化に拍車をかけるといふ社會經濟史的な意義である(＊藤田氏、前掲論文、五二頁参照)。

各國における近代産業編成の比較史上の特殊性は産業編成過程の相異るところから齎され、近代産業編成過程の相異は手工場の存在條件の特殊性から導出される。けだし、手工場こそは一方において孤立農民層・獨立手工業者層をそれぞれの仕方で分解しつつこれに照應する仕方で賃労働を造出すると共に、他方においては工程分化の完成と熟練労働力の養成により大工場の母胎を準備するからである。それ故『中小工業』をば特定の近代産業編成を構成す

る諸經營形態の一環として捉へ、それぞれが全體制の發展において占める役割・歸趨を究めるためには、この手工場なる經營形態が最も單純な形ではなれた時代についてその全貌をつかむ必要がある。その意味において、各國における手工場の經營形態・販路機構の特殊な存在條件をば、この時代の指標産業たる織物業——この時代はまだ農工を完全には分離しなぬから加工業は土産の原料と結びついてゐる、例へば、イギリスの羊毛・ドイツの麻・日本の絹——の存立條件について具體的に比較討論する『比較經濟史的』方法は、とくにわが國の『中小工業』の經營形態をその最もエレメンタルなかたちで解明するのに資するところが大である。ところで、手工場は商品經濟が中世的生産組織を否定しつつその中から近代的生産組織を樹立するための最初の決定的な因子ではあるが、それがいかなる仕方であつて後者を否定するかによつて、舊來の生産方法を自己の前提として維持しつつ近代的關係を加重する手工場と舊來の生産方法を一新して『自らのエランで』近代的關係を創出する手工場とがありうる。とはいへ、それぞれの手工場の構造の具體的内容は右の推轉の仕方そのものによつて與へられるものではなく、それぞれの國の莊園制度・ツンプト制度そのものの強度・内部組織によつて與へられるものであるが。

右の否定の仕方、即ち、手工場發生の徑路は左の二重の仕方で行はれる(註1)。

〔I〕生産者が、孤立農民經濟・ツンプト的手工場の内部からこれに對立して、商業のために生産するやうになり近代産業家となる。これは眞に變革的な徑路である。

即ち、生産者が商人から原料を購入または前借しその徒弟をして『商人のため』に労働せしめるのではなく、生産者(特殊的には莊園制・ツンプト制の分解から發生した富裕な獨立自營農民・小親方層)が自ら原料を購入し且つ生産物を商人に販賣する。それ故、その生産要素は生産者自身が購入した商品として生産過程に入る。ことに於いて生産者は個々の商人のため

或は一定の顧客のために生産するのではなく、商業界のために生産するのであり、この意味で、生産者自らが商人となる。かくて、商業資本はただ流通過程に關與するだけとなる。元來は、商業はツングフト工業・農村家内工業・封建農業が近代經營へ轉換する前提であつた。即ち、それは或は封建的生産物に市場を創造することにより、或は、新たな商品對價や新たな生産要素を供給してそれまで輸入に俟つてゐたやうな生産部門を内外市場に向つて開くことにより、生産物を商品に轉化した。ところが、手工場さらには大工業が強大なるや、これらが自分で市場をつくり、自分の商品により市場を征服するやうになり商業は逆に産業に屈服する。

この徑路を作業内容の點からみれば、この場合手工場は同種の諸手工業者の協業から出發する。それ故、各個の手工業は若干の部分作業に分解され、そして、これらの作業片が客觀的に孤立化且つ自立化せしめられて、逆に各手工業者はこの部分作業の一に適合化・専門化せしめられる。だから、作業の性格は客觀的・結合的・社會的である。この種の手工場は、『單純協業』における作業の偶然的部分的な分割が反復されて組織的體系的な分業に轉化するや、それに直接に接續して成立する。随つて、この場合、協業による結合・共同・社會的作業の創出を中心とする作業内容・組織の變化と、これにもとづく賃労働の實質上の——事實上のではない——成熟とが要點となる(註2)。

〔II〕商人が直接に生産を制握する。この場合、歴史的には商業資本は事實上の産業資本となるが、舊生産方法を不變のまままで保存し且つ自己の前提として維持する。

この徑路は、(イ)貿易にもとづいた工業の場合、就中、原料や労働者を商人が輸入する奢侈品工業の場合(例、わが國の寫眞器工業——『明治工業史』化學工業篇九三五頁参照)(ロ)商人が小親方をして仲介者とする場合(例、わが國の陶器業)、或は、直接に獨立生産者から購入し、この場合商人はかれの名目上の獨立者たらしめ且つかれの生産方法をそのままとする場合(わが國の織物業)。何れにしても、かかる推轉の仕方は現實の近代生産方法の成立を阻止しむしろその發展と共に消滅する。この仕方は生産方法をそのままにして置いて、不平等交換により小生産者を利用し且つその賃銀部分に喰込むから、直接生産者の状態を悪化せしめ、第一の仕方よりもかれらにより劣悪な生産條件——労働日の延長・賃銀の引下・老幼婦労働の採用・非衛生的な労働状態等——のもとに事實上の賃労働者とする。

これを作業内容の點からみれば、この場合、手工場は異種の獨立手工業の組合せから出發する。それ故、獨立手工業の自營性が奪はれて作業の主觀性を保持したまま組合せ作業の一環となり、同一商品の生産過程における補完的部分作業となる。だから、作業の性格は主觀的・分散的・個別的である。この種の手工場は、商業資本が小工業にもとづく『家内労働』を造出して事實上の産業資本となり、さらにこれが一段と發展して、生産に小生産者の技術を變形するやうな組織的分業が採用されるやうになり、いはゆる『買占人』が若干の部分作業を分割してそれを賃労働者をしてかれの仕事場で遂行させるやうになり、家内労働の分配とならび且つこれとの不可分の關聯において分業を伴ふ大作業場——これは同一の『買占人』に屬すること稀でない——が現れるやうになるや、そこに成立する。随つて、この場合、孤立・分散的な農家の家内労働や親方の徒弟労働の保持を前提とする作業内容・作業組織の牢固性と、賃労働の事實上の成立(むしろ單なる貧窮)とが存在する(註3)。

以上、所與の舊生産方法がいづれの徑路を辿るかは、これに分解的な作用を及ぼす商業そのものの性質によるのではなく、その舊來の莊園制度・ツングフト制度の強度・内部構造に懸るのであるが、いづれにしても、右の二徑路を通つて成立した近代手工場・近代産業の構造については、次の二點が指摘されねばならぬ。

(i) 生産者から自生的に生成した手工場の構造は『集中的』であるが、商業資本の主導によつて造出された手工

場の構造は『分散的』である(註4)。前者は集中手工場と呼ばれ、後者は分散手工場・『問屋制家内工業』と呼ばれるが、ともに近代的な関係である(註5)。生産の構造からみれば、前者にあつては、同一場所での労働力の結合により共同作業・原料機械建物等の共同利用(随つて作業内容・労働力構成の變化)を創出して生産力を高めることにより、利潤が生れ、労働力と生産要素との結合は統轄的・集中的であり、かくて、勞務・工程・材料・原價等の『管理』の物質的基礎がつけられる。これに反して、後者にあつては、結合労働力・共同作業による生産力の展開に對しては保守的である代りに、労働時間の延長・労働密度の加増・生活費の引下——それ故消費者の資格で商業利潤をつくる——などにより前期的な『利潤』が生れ、かくて、労働力と生産要素との結合は個別責任的・分散的である。市場の構造(附記参照)からみれば、前者の場合には商品の生産が商品の運動によつて商業を成立せしめるに反し——それ故市場範圍は深く且つ廣い——、後者の場合には生産物は商業によつて商品となる。尙、この場合、(イ)集中手工場(もしくは工場)内部の請負單位の存在はむしろ分散手工場的であること、(ロ)分散手工場とは、分業的な『家内労働』を含む全體の關係であり且つ手工場の亞種に外ならず、随つて、これを『Verlagssystem』・『前貸制度』・『問屋制』(註6)として特殊の制度・經營形態として取扱ふのは不用意であること、(ハ)手工業製作物の本質上、その完成過程が部品組立式(例、時計)である場合と工程繼起式(例、ピン)である場合とがあるが、前者は同一作業場での部分作業者の結合を偶然的ならしめること、を注意しなければならぬ。

(ii) その發生徑路がどうであれ、集中手工場も分散手工場も分業にもとづく協業たる點において同一である。兩者ともに手工業的技術に立脚する限り、分業の形態におけるより以外の技術的進歩はありえない。即ち、大機械工業準備段階としての手工場はいづれも、第一に、分業により生産過程を多くの最も單純な純機械的作業に分解す

ることにより一方では小工業經營を増加せしめながらも他方では最初に機械を移入する——簡單な作業から複雑な作業へと採用される——可能性を與へ、第二に、長年に亘り熟練労働力——同時に精神上肉體上の萎縮・痲鈍・畸形——を養成する。ここに産業革命への技術的可能性は與へられる。

具體的な史的過程においては、二つの徑路は錯雜して現れる。いづれが支配するかは、現象的には、所與の歴史的条件に應じて領主經濟と農民經濟とのいづれが『交換經濟』に捲込まれるかによる。

(註1) 『わが國における産業資本發達の特殊構造を分析する』：第一は商業資本が産業資本に轉化した場合であるが、その場合には商業資本の前期的・問屋制的支配が残存せしめられる結果として、一方には舊い生産方法が存続せしめられると共に他方に於て舊い生産方法の存続に規定された工場經營そのものの制約があつて、ここに中小工業の性格が附與され、第二は商業資本の支配下において工場工業の自生的展開がみられた場合であるが、その場合には商業資本の前期的・問屋制的支配の結果として工場工業の自由な發展が阻止され、ここに中小工業の性格が附與される。…一は商業資本的性格を顯にもつ産業資本とこれに從屬する家内労働であり、他は商業資本に從屬しながらも純粹の産業資本であるといふことにおいて、その意義は異なる。*信夫氏、『再編成を阻む農家經濟』、帝大新聞、昭和十七年九月七日。尙、*同氏、『日本産業史序説』、後掲、一七五—一六頁およびドイツの場合につき*大塚久雄氏、『歐洲經濟史序説』、後掲、二二〇—二一頁を参照。以上の見解は(一)産業資本確立・集中過程を無視し(二)明治三〇—四〇年代の『問屋制家内工業』(中小工業の核心的生産形態)の型成と明治末期—大正初期の新段階におけるその再編成の聯關を無視してゐないだろうか(一)の註4・5および*『輸出ブランチ業』上巻四六—七〇頁参照。

(註2) *大塚久雄氏、『所謂前期的資本なる範疇について』、『經濟志林』、第八卷第二號、一〇四頁。*上林貞治郎氏、『近代近代産業史研究の成果に就いて』

的生産における技術及労働力の發達過程』、經濟學雜誌、第十一卷第三號、五四一七頁。*安部隆一氏、『問屋生産』について』、經濟學雜誌、第七卷第三號、二〇一—二五頁。尙、小論は『實質上』の包攝を舊生産方法のもとにおける労働の資本への『事實上』の包攝(家内労働)即ち『資本關係の發現以前に既に存在せる生産様式の資本への包攝』たる『形式的包攝』(安部氏、前掲論文、九頁)に對置するに對し、安部氏は『小資本』なる段階、範疇を單純協業直前に新設せられこの小資本への労働の形式的包攝を對置せられる。(この點につき同氏前掲論文の外に、續稿*『小資本範疇について』、經濟學雜誌、第九卷第四號、參照)。

(註3) 商業資本が小工業においてさる基本的諸形態は以下の如し。商人(または大作業場の經營主)が小生産者の製品を買入れる、そして、多くの場合かれが獨占的地位を利用しうれば支拂價格を引下げる(最も單純な形態、第一形態)。商業資本は高利貸業と結合し、金缺した農民は買占人から借金しその商品を代償として引渡す。この場合、純經濟以外の、債務者の從屬關係とその窮乏の利用が加はる(第二形態)。買占人は製品に對して諸商品で支拂ふ(トラック・システム)これは大工業以前の商品・資本主義經濟に固有な支拂制度である。一、第三形態)。商人は小生産者が生産上必要とする商品(原料・助成材等)の形態で支拂ふ。小生産者への原料の販賣は製品購入と同じく商業資本の獨立専門の業務として行はれることがある。(買繼商・糸屋などが成立)いづれにしても、この段階になると小生産者は製品・原料市場から切離されて決定的に買占人に從屬する(第四形態)。買占人は一定の支拂に對して小生産者に加工材料を直接に分配する。小生産者は自宅で企業家のために働く事實上の賃労働者となり、買占人の商業資本——同一商品を利益を得て販賣するために商品を買入れる——は産業資本——商品を加工された形で販賣するために商品を随つて原料・労働力を買入れる——となる。これは『家内労働』の造出である(商業資本の最高形態)。この形態は小工業の段階でも散在的に現れるが、手工場の段階に最も特徴的である。しかし、前者の段階では完成商品を買入れるが後者の段階では、その形態をも伴ふとはいへ部分商品を買入れる

點が異なる。

(註4) ミラボーは『數百の人間が一人の管理者のもとに労働して普通には manufactures réunies (Fabrique réunies)』他の箇所而言ふ——引用者』と呼ばれてゐる大マニファクチュール(王立マニファクチュール)を『大抵は小農業と結合』し『非常に多數の労働者が分散して各々自身自身の計算で労働してゐるやうな諸作業場』即ち『Fabrique séparée』を區別し、後者を『分散的個人的マニファクチュール』、『自由なマニファクチュール』と呼んでゐる(*Mirabeau, Victor R. de, De la monarchie Prussienne sous Frédéric le Grand, Bd. 2-4. London 1788. S. 755, 772, 787, 797)。

(註5) (イ)『問屋制家内工業』——大塚久雄氏は呼ばれる。なる經營形態の本質的特徴は、その生産過程が資本家所有の一大職場で營まれずに各家内労働者所有の農村乃至ギルド傳來の職場で分散的に遂行されること、および、資本家が直接に『素面』の産業資本家として現れず一應商業資本として各家内工業者に對立し生産手段が前貸されること、これである。更にこの場合、三事實が注意されねばならぬ。一、分散せる家内工業者の中に問屋を生産上の組織者として一種の『分業に基く協業』が成立し『本來のマニファクチュア』と『近迫』してゐる。二、家内工業者としてのギルド親方の職場の規模が量的に擴大されるそれは質的にもギルド職場と異なる『初期のマニファクチュア』となる。この變質した親方が『素面』のマニファクチュア資本家に成長するか(イギリス)或は『近代的家内労働』に停滯するか(ドイツのシュレジエンの織物工用者)は、近代的發達の構造的並びに段階的な客觀的諸條件の如何による。三、問屋制は歴史上推轉して作用するとして『商業資本の生産支配』といふ推轉の仕方そのものの中に殘存する前期的商業資本性からして問屋制それ自體は舊生産方法を前提として維持し、眞の近代的生産方法・社會的生產(マニファクチュア・工場)の展開を阻止する。それは問屋自身がマニファクチュア所有者となるか或は『初期のマニファクチュア』によりその組織を破壊されることにより消滅する(*同氏、『所謂前期的資本なる範疇に就いて』、後掲、九九—一〇四頁)。以上への疑點、小工業の段階に於ける家内労働(完

全作業)と手工場の段階におけるそれ(部分作業)との差別が判然としないやうに思はれる。

(註5) (イ)『單純分散マニファクチュア』と藤田敬三氏は幕末から明治十年代までの知多織物業の經營形態を規定せられる。知多では嘉永前後に『單車』・『高機』が採用され、綿替屋が一方棉花を買占めこれを農家に前貸し他方晒業者を事實上賃労働者化することにより、かくて本綿問屋が主導で家内労働的手工業生産から單純分散マニユへの轉化が行はれた』(＊阿氏、『輕工業に於ける下請制の發展』前掲、三八―九頁参照)。尙、『單純』とは、『明治二十年より明治末年に及ぶ玉出し屋的織元の主導する零細工場と家内労働との複合形態としての』『複合的マニユファクチュア』或は『織布の集中マニユ即ちマニユファクチュア場を中核とする綜合的マニユ』(四〇頁)と區別される。そして、複合的マニユは、明治四十年から大正初期に及んで獨占資本の發展に伴ひ——電力の普及——『問屋制下請』に發展した。即ち、『知多郡における』『獨立業者(中小工場)名古屋との問屋資本との下請的生產關係は次第に顯著となつた同時に分散マニユ形態(資本家的家内労働)で生産に入り込む賃労働者の手織機の消滅と電力の利用による零細工場化とは、零細家内労働者の上に立つ賃織(家内賃織)を一方に残存せしめつつ、他方において工場賃織を『問屋制下請』化すると云ふ錯雜した形態を探らしめた』(同、四七頁)。以上分散マニユ——複合マニユ——問屋制下請なる發展系列は示唆に富む。(ロ)『分散マニユファクチュア』——堀江英一氏は幕末組業の發展段階を規定せられ——これを一、生産構造二、市場構造の二點みだ次のごとく特徴づけられる。一、農村副業として替む手工業的商品生産者間に社會分化が行はれ、そこに資本の直接生産者への支配が確立されてゐる(問屋制工業的側面・資本的資格)。かかる生産者相互間には分業と協業の關係が確立され、資本の生産力の發展が見られる(マニユファクチュアの側面・技術的資格)。二、分散的マニユファクチュアは資本の側からみれば『集中的——引用者』マニユファクチュアと同じく大量生産のための生産方法だから、後者と同じ市場範圍を要求する。この市場範圍は、武士・新地主が増徴する貢租米の追加(奢侈的市場)と農村分化を源泉とする農村の購買力(大衆的市場)から生ずる(＊阿氏、『近世組業の分析視角』、濟論叢、第五十五卷第二、一一八―一九頁)。

(註6) (イ)カール・ブッフャアによれば、『Das Verlagsystem』とは企業家が正規的に多數の労働者をかれ自身の營業所の外部でかれらの自宅で就業せしめる種類の工業經營で、家内労働者が一、原料・器具持で特定問屋のために生産する場合「これはまだ『家内労働』ではない——引用者」二、問屋から原料の前貸を受けて個數賃銀を得る場合三、借料を拂ひ器具までも借りて個數賃銀を得る場合の三經營形態に分れる。また、家内工業的労働關係は一、職人・徒弟をもち前貸を受ける小親方(仲介親方・請負親方)二、小親方と労働契約を結ぶ家内工業的補助労働者三、直接問屋から乃至は仲介親方から契約を受取る家内労働者の三類型に分れる(＊Handwörterbuch des Staatswissenschaften Bd. IV. S. 986)。(ロ)安部隆一氏によれば、『前貸制度』なるものは、經濟外的な直接的な強制と、經濟的な強制との中間形態をなし、自立的な小生産者に寄生する形態なのである。それは資本が流通過程にあつて、しかも小生産者を収取する形態(＊阿氏、『問屋生産』につ

て、『經濟學雜誌』第七卷第三號、四頁)。(ハ)松田智雄氏は『前貸制度概念を主として商業(前期的)資本の生産支配として』規定され、さらに、第一に前貸制度の質について『通常の見解に於ける都市商人の生産支配を内容とする前貸と、之とは全く異つた農村的な而も自らも織物生産者たる中間者の前貸との二つの型を類別しなければならず、第二に前貸を受ける生産者の質について『之も通常の見解に於ける非獨立的(從屬的)な家内生産者と強力に獨立自主的な又或る場合には資本制的な手工場經營者(小産業資本家)との兩者を認めねばならぬ』(＊阿氏、『前貸制度の展開と獨逸農村工業』、社會經濟史學、後掲、五五頁)。(ニ)大塚氏によれば、『問屋制度』とは『前期的商業資本が小商品生産者に主として原料を前貸し、或は別の表現をすれば、その加工を下請せしめ、以て彼等を支配し、利潤を打出す方法』で、この小商品生産者は或は家内労働者(單純な手工業者乃至農民)であり或は小マニユファクチュア所有者(産業資本家)である。『問屋制家内工業』とは前貸が前者に行はれる場合をいふ。『問屋制度』と『問屋制家内工業』とは區別されるべきである。前者の方が、より廣い意味をもち、後者

を其一部として含んでゐる。*同氏『歐洲經濟序説』後掲、三七―八頁。(ホ)『問屋制度 *entrepris* は——高橋幸八郎氏は言はれる——都市の「商人」「商業資本」が外部から生産過程に關係しこれを「支配」する形態で、この場合、商人(前期資本家)は都市手工業者及び農民——單純な家内労働者であれ、獨立の職場をもつ、或はその職場を擴大しつつある「親方労働者」乃至「農村の製造業者」であれ——に、主として原料の、或は生産用具さへの所有者として相對し、その加工を彼らに下請せしめ、以て彼らを從屬せしめつつ「問屋制」利潤を作出する。例へば、前期資本家・都市の織元は羊毛を紡毛工に前貸し農家副業的家内労働を利用して加工せしめ、毛糸を織物工に前貸加工せしめ、織物を漂白工或は仕土工に前貸加工せしむ。この場合、基本工程・織布工程が「商人企業者の嚴格なる規制に從屬してゐるか、或は、織物工」の商人からの獨立が漸次顯著に進展しつつあるか、によつて前貸問屋制全機構の云はば強度が決定される。『傍點』引用者。*同氏『フランス革命』後掲、三〇五―六頁。それ故に『前貸問屋制全機構』とは商人のための部分労働者の協業關係全體、即ち、分散手工場を意味する。

三

松田氏によれば、十六世紀以後のドイツ農業經營上の二類型、即ち、オスト・エルベの *Gutsheirchaft* とウエス・ト・ホルベの *Grundheirchaft* (古典的グルントシャフト、即ち、ヴィリカチオン制度とは異なる)とは、工業經營上の二類型にも表現されて、近代ドイツ經濟の中の「二つの魂」となる。西部には獨立自營農民と自由な農村工業經營が自生したに對し、東部には領主の商業的農業經營と商人による問屋制工業經營が支配し、この西部・東部の經濟的發展の性格は、單に對立するだけでなく常に國民經濟へと統合されんとして、ドイツ産業革命を特質づける(註一)。

1、農業經營。中世末期・近世初期の貨幣・交換經濟の展開は、所與の莊園構造の強度・組織の如何に對應して、イギリスにおける貨幣地代・フランスにおける現物地代・オスト・ホルベにおける賦役地代を創出・固定した(註二)。(イ)、東部。十五―十六世紀間に「古典的」グルントシャフトはグーツヘルンシャフトに轉化した。即ち、イングラント・フランクスにおける穀物需要の増加に影響されて騎士團はリュベック・ダンテヒ・ケーニヒベルク等の商業資本と結んで穀物輸出を目的とする商業的農業を經營し、かくて地主手作と隷農の賦役を基軸とする「農奴制」が再版され、十七世紀を通じて發展し、十八世紀を通じてグルトナイヤインストロイテやアインリーガーなどの前期的な傭人層を分出させつつ「解放」(一八〇七年)まで維持された(註三)。(ロ)、西部。十四―十八世紀まで、ヴィリカチオン制度が轉化した、領主・土地保有農民間の「小作契約」と「現物給付」とを基軸とする「純粹型」グルントヘルンシャフトが展開した(註四)。

II、工業經營。(イ)、東部(ベーメン、メーレン、シュレジエン)。十五・六世紀にかけて、ニュルンベルクの「問屋制商業資本」は都市當局・領主への貸付を行ひつつ、獨占的に検査制度のもとに小生産者を家内労働とした(この點、これが全體として分散手工場をなしてゐたかどうか——引用者)。十六・七世紀には農村麻物業は次第に自由を獲得し制度的に *Landmeister* として公認され、外國市場のためにニュルンベルクの資本のもとに屋開した(前と同じ疑問——引用者)。他方、領主の側も、軍事被服の生産のため領内に斯業を起すかまたは輸出による貨幣獲得のため、自ら商業的經營を行つた。領主は農村織工から麻織物の貢租を要求するか、麻糸を與へて有償(領主の間屋化)もしくは無償(賦役に相當)で織上げしめた。ここに、貨幣經濟の進展に直面した領主もしくは地主の反動性といふよりもむしろ主導性を看取すべきである。かくて、ブレンターノの指摘するやうに、東部の農村織工は商人の間屋制前

貸とグーツヘルとの重壓下に、麻織物生産の兼営によつても獨立自營性を獲得し得なかつた(註5)。(ロ)、西部(とくにボーデン湖畔一帯)。イタリア・スペイン向けの國際商品麻織物における『前貸制度』(松田氏)はコンスタンツ市に始る。ここは初期には都市ツンフトによる麻織物生産の中心地であつたが、原料たる麻糸はボーデン湖畔の農民家庭工業により生産され、かれらにより都市市場へ齎されるか都市内の紡ぎ女により供給されてゐたが、十五・六世紀の交、都市貴族は自らは生産することなく、『前貸商人として手工業者に加工すべき原料を與へ、手工業者は之を完成せしめて商人に供給し、その時に前貸額を差引いて代價を支拂はれる』といふ關係(卑見によれば小工業段階における『家内労働』が成立し、コンスタンツ商人はボーデン湖畔に主として前貸を行つた。その頃、コンスタンツ麻織業とその上に立つ商業は衰退し、之に代りザンクト・ガレンが中心となつた。『麻織物生産は——と松田氏は續けられる——都市のみでなく至る所の小都市、農村に在つた。纖維工業は中世末期に至つて既に中世的生産組織とその精神を離脱して、新なそれらをまとひ始めた。……それは一種の「企業家」であつて、その指揮下に、特に遠隔地の市場のために手工業者は労働し生産する。その「企業家」は「營利精神」にみだされ乍ら、而も生産をその經營の基礎として前貸的に支配する。その經營には大規模に散在する需要を見越して行ふ投機性が強かつた。かゝる前貸的(間層的)支配はまづ都市ツンフト手工業者に向けられたが、前貸人は到底煩瑣なツンフト限界内に止まり得なかつた。かくして農村に芽生えてゐた農民の家庭工業たる織物業が捉へられるに至り、『十六世紀前半の頃には商人が農村の紡糸を買入れて都市で加工することを許容し、ここに明らかに前貸制度への道がうち開かれ……農村に於ける紡糸・織布の「一般化」が完成した』傍點引用者、卑見はこの全體としての經營形態を分散手工場即ち前貸商人による部分労働の支配の完成と推定——註6)。この際都市は常にツンフト法規の農村地域への擴張を對應して、販

路の要求のため、ツンフトの外側に生育する農民的工業を確保せざるを得ず、かくて、『都市織工對農村織工の對抗』は『前貸制度の一般的展開として』(即ち商人主導の生産制擧として)解決された。しかし、原料を自給する半工半農の、前貸下の『農村工業』は至る處に自營性を獲得し都市織工を壓倒し、『小規模乍ら或程度の雇傭労働者の協業』(註7、『資本制企業の萌芽』(ペロウ)をも創造した。かく、農村織工は前貸制度下であり乍ら『手工場制への推轉』(卑見によれば『都市の織元』)分散手工場・商業資本と『農村の織元』集中手工場・産業資本との相剋』を示してゐたが、これを支へるのは農業における獨立自營農性であつた。

Ⅲ、『獨立自營農民』。十七世紀の西部ドイツでは、もちろん佃と賦役とは殘存したとはいへ、とくに右の麻織地方たる『ライン河流域一帯及びビシュワール地方』(ペロウ)では純粹型グルントシャフトが支配し、『領主と農民は寧ろ地主と農民の關係に立ち、純粹な地代收受關係があるのみで、それは近代的な小作關係に擬制する程』であつた。かくて、十八・九世紀の交、農民解放の結果領主自營が強化された東部ドイツに對して、『人格的に無制限な、經濟的に地代負擔の軽い、而してその意味で事實上の「自營的」な南獨二農民層』なる Bauerntum が上からの解放以前に下から發生した。この場合、この上昇の、主體的・精神的支柱は何か(註8)。その『獨立の小生産者氣質と際間なく密着しうる精神性』、即ち、イギリス・ヨーロッパのピュリタニズムに照應する『精神的素質は傳統的に詩及び音樂に對する創造的な能力として表現され、特徴的に農民的な文學・音樂的所産たる獨乙民謡』で、『その中に流れるものは、勤勉にして正直な、而も内面的に深みをもちつつ、暖く健康な抒情性』であつた(註9)。他方、グーツヘル・前期資本により農民層の自由な展開を阻れた——即ち、ミゼラブルなゲルトナー・インストロイテ・アインリーガーの分出——東部では、イギリス産業革命の開始・ナポレオンの近代的軍事的威壓のため、一方では農民を苛酷な舊來の重課から

保護することにより反ナポレオン『解放戦争』に編成し解放を通じて財政上の貨幣需要を充し、他方ではかくすることにより獨占的な前期資本の素地を増強しつつグロツヘルの諸條件を維持するといふ仕方である。上からシュタイン・ハルデンベルクの『改革』が行はれた。かくて、それはフリードリッヒ大王流の Bauernschutz からさへ解放で、むしろ、『領主の解放』であつたから、地主經營・ユンケル體制整備の方向に傾斜した(例へばシュレジェン地方の農村ではユンカーが工業經營の許可權を掌握した(註9))。かくて、西部(廣くは西ヨーロッパ)では産業利潤成立を阻む封建地代が除かれて農業生産への資本投下、近代的土地所有の成立——リカードオの地代論が廣汎且つ自由であるだけ、東部(廣くプロシヤ・ポーランド・ルーマニア・ロシア)ではこれに對抗して領主の巨大工場・ギルド的獨占・間屋支配(分散手工場)が加重されつつ、利潤・地代の合一なるユンカー機構が補強された(中世的土地所有の存続——ロイドベルトゥスの地代論)。かくて、全ドイツ(廣く全ヨーロッパ)的規模における力學的對抗(特殊な絶對主義體系)は、西ヨーロッパ産業資本の壓力——イギリスのヨーマン、フランスのペイザン・プロプリエテール——のもとに、ユンカー・『都市の織元』がベウエルンツーム・『農村の織元』を壓服しつつ主導的に産業資本の擔當者となることにより、『力』によるビスマルクの帝國統一建設——例へば、後の重工業の創設——に齎らされる(ポツダム精神はワイマール精神を制壓する——以上、註11)。

(註1) *松田智雄氏、『ドイツ經濟史における力學』、歴史學研究、第九十五號。尙、中部ドイツが何れに屬するかについては*尙氏、『フッカー時代に於ける南獨乙』、後掲、二五三—四頁。南獨はフランスを共通のものをもつ、同上。

(註2) この點、中世的土地所有の類型概念の確立と共に、最新のわが國比較經濟史學的方法的成果である。即ち、(イ)貨幣經濟の展開をもつて直ちに農奴解放・地代金納化の必要且充分條件となす『社會經濟學派』(ビレンヌ、ブレンターノ、セ

ハ、ゾムハルト等)の見解に對し、A. L. Zimmern (Natural Wirtschaft und Geldwirtschaft in Weltgeschichte, 1930) によるいはゆる中世的大地所有者のものを對ける政治力の昂揚——Gericht, Steuerhebung, Polizei 等 öffentliche Gewalten の制握——を評價する。(ロ)イギリスにおける十三世紀以降の貨幣經濟展開が東南部・西北部の『莊園』に對する分解作用(『金納化』の吟味——例へばロンドン附近で貨幣經濟の發達をみるに對し却つてそこには勞働地代が頑殘——からE. A. コムメンスキイ(Services and money rents in the 13 the century, The Economic History Review, V, 1935) *M. M. ボスマン The Chronology of labour service, Transactions of the Royal Historical Society, 4th series, XX, 1937) *M. M. ノロック(Caractères originaux de l'histoire rural française, 1931) 等による『古典學說』(ミーボーム、ヴィノグラドフ、マウラー、コヴァレフスキイ、ランプレヒトに對する批判的見解の攝取。(ハ)『クナッパ學派』以降の中世的土地所有に關するドイツ史學の成果の整理。(因に、『フェーダル・リアクション』——獨立自營農民層・産業資本家層の全面的な自主的展開そのものに對應する領主・獨占商人・金融貴族(土地所有・前期資本)の組織的な對抗體系の表現——は、近代的進化を中世的土地貴族と前期資本家層との直接的結合において果さんとする近代社會形成への今一つの方向・類型を展望する。——*高橋氏、『ヨーロッパ市民精神』、後掲、三—八頁)

(註3) 柳春生氏、『十八世紀末における東プロシヤの土地制度』、歴史學研究、第百號、昭和十七年六月號、八四—六頁。尙、宇尾野久氏、『獨逸農政史序論』、後掲、參照。

(註4) ヴァイリカチオン制度については、*高橋幸八郎氏、『農奴解放について』、後掲、一五三—一三三頁參照。尙、*松田氏、前掲論文、二五二—六頁。

(註5) *松田氏、『南獨逸麻織物業の類型的特質』、後掲、一六五—六頁。尙、シュレジェンの織物業については、ツィムメルマンの古典的研究以降、ブレンターノとグリューンハーゲンとの論争が展開された。

近代産業史研究の成果に就いて

(註6) *松田氏、『前貸制度の展開と獨逸農村工業』、後掲、五〇―一頁。

(註7) *同氏、『南獨逸農村麻織物業の類型的特質』、後掲、一六一頁。

(註8) この點『資本主義精神』倫理に關するマックス・ウェバーとトローネー、ブレンターノとの論争の批判的攝取は、『經濟史的な余りに經濟史的な』立場を越えんとする、最新の比較近世經濟史研究の成果の一つ。(さくくに大塚氏の書評、『マックス・ウェバー』、プロテスタントイズムの倫理と資本主義の精神』、後掲を参照)。

(註9) *松田氏、『類型的特質』、四二―三頁。

(註10) 『都市の織元』は同時にユンカー、前貸をうける織物工は同時に農奴と云ふ風に、『都市の織元』の『農村の織物工』に對する間屋制的支配は、直接にユンカーの農奴に對する領主的支配とからみ合ひ(ブレンターノ)『東ドイツ』においては、イギリスと反對に、間屋制商業資本たる『都市の織元』が西ヨーロッパの經濟的發展に押されて、産業資本に轉化しつつ、基本的には彼等が中心的 Captain of industry となつて自生的ならざる産業革命が遂行』*大塚氏、『歐洲經濟史序説』、後掲(二二〇頁)。

(註11) *高橋幸八郎氏、『ヨーロッパ經濟史に於ける』型』把握に就いて』、後掲、一〇―三頁参照。

四

松田氏の所謂『近代經濟史における力學』は、歐洲史的構圖においてのみでなく國內史的指標産業(衣料)的縮圖に於いても、それが近代産業生誕の胎動の仕方である限り、それぞれの變異と濃淡とにおいて貫かれる。それ故、『日本産業史序説』(後掲)の著者は、都市的ギルド的西陣に對抗して『農村工業』として展開せる桐生絹織業(註1)を拉して、イギリス毛織物業(註2)における『力學』即ち手工場・近代産業發達の仕方と對比せられるのである。以下、三つ

の視角から所説を辿らう。

I 旗絹上納の『金納』化。旗絹の物納は慶長五年(一六〇〇年)の關ヶ原の戦に始り、以後、『御吉例之地』として毎年絹二千四百十疋を上納することとなつたが(三十年戦争の際、領主ウレンシュタインに對し軍事被服として上納されたシュレジェンの麻織物を想起せられよ)引用者)、これは正保三年(一六六四年)から『金納』化され、桐生五十四箇村高割として百姓一同から上納されることとなつた。その場合、江戸相場との差額が賦課増徴されたため(同書、七頁)、金納化による農民の手における余得の發生が阻れたこと(『パウエルツーム』の挫折)引用者は、桐生織物業が領主的支配(貨幣經濟の發展にともなふ封建制度の再編)下におかれたことを示す。しかし、この『金納』化は、第一に『諸役』(例へば助郷重課)御免を仰付けて桐生農民の地位を比較的有利にし、第二に桐生織物業の商晶化は領主制の強固な場合主として商業資本に有利に作用したとはいへ(絹市の發生・展開を促した(八頁)。桐生の西約二里の大間間の絹市が萬治元年(一六五八年)から立てられる(註3)までの織物業は、行商人として個別的に農家を歴訪しながら織物を買ひ集める『國賣』なる行商的方法で地方的需要を喚起し充足してゐた、『絹買』によつて行はれてゐた(註4)。この頃の産業發展段階は、蠶機を技術的基礎とする『農村の内部で養蠶・製糸・製織の三工程が結合した』…小商品生産』であつた。とはいへ、享保十六年二月(一七三二年)、五九の桐生絹市が四八の大間開市の前日三七に立替られ(明治七年一月まで續く)引用者註5)たこと、および、その後七年にして京都より『絹買』の主導で新機織法(高機)が移入されたこと(註6)は、すでに小工業における商業資本の相當高度な支配(既述の第四形態或はむしろ『家内労働』の造出)―引用者)を推定せしめる。いつれにしても、天保六年(一八三五年)の文書にはゆる『近年次第に繁昌仕候に隨ひ、蠶飼等者相止メ、近邊者不申及、他國よりも絲買入、並絲間屋多、分出來致、機

屋共』云々は生産力發達に伴ふ養蠶・製絲・製織三工程分化即ち社會的分業の完成を示し、『機屋共ハ名々機織女並
絲繰紋引等大勢召抱』は基本工程・製織工程における賃労働にもつく分業と協業の採用を示し、また『下男共多召
抱、農業之儀者、多分下男ニ相任せ』るやうな『身分相應之百姓』が『唯々商ひ絲機等之渡世のニ專一ニ心懸』たこと
は、農業部面への雇農の使用と工業經營の擴張を示すものである(一二二頁)。と同時に、右の『機織女』・『下男』
をもつてヨーロッパ的な意味での近代的賃労働の萌芽となす所説(例大島五郎氏『徳川時代桐生織物業の史的破究』
は、例へば、川俣女の雇傭条件をみることによつて直ちに否定せられるであらう(註7)。

Ⅱ、手工場の生産構造(附記参照)。(イ)、『豪農の織元』。桐生織物業は元文三年移入の高機と寛保二年(一七四二
年)採用の川俣奉公人の結合により、『織機十臺前後をならべ、織工十數人の協業規模をもつ標準的なマニユファク
チュア』(一四頁)を例へば廣澤村——現在の中心地——に三十三軒も造出(弘化三年)して生産力を増大し、天明
三年(一七八三年)には水力八丁車、天保年間(一八三〇年代)には撚糸一総の回轉度數を測定するための回轉時計の
發明を現出した。しかし、この絹買・豪農『名主』・『里正』・『邑の名族』(一一〇頁)の主導による『マニユファク
チュア』主・機屋は、例へば桐生新町の吉田清助のやうに堅染・紡績・染色・機拵・製織といふ全工程を自己の作業
場で行つたマニユファクチュア主もあつたが、一般的には、織布工程のみを自己の作業場で行ひ同時に『問屋制的
な支配關係を必然的に『農奴』に對する領主的支配とからみ合せ』つ自ら『豪農の織元』として小商品生産者・賃機を
支配したのであり、『ここにおいて、それらの小商品生産者は、事實上の賃労働として織元マニユファクチュアのた
めの外業部となり、かくて資本に從屬するにいたるとともに、農奴制のもとにおける生計補充的な家内工業者とし
て、農奴制の支配をもうけるにいたつた』(一一二―一二〇頁)。いふまでもなく、商業資本による生産の支配は自己の前

提として舊生産方法を保存し維持するが、かゝる『豪農の織元』の保守性——しかし『フューダール・リアクシオン』は
單に消極的な保守性のみ止まるものでないことは已述の如くであるが——は、天明年間(一七八一―一八八年)から
文化文政(一八〇四―一八一九年)にかけて『桐生領之商機ヲ見習、冥加由緒モ無之、村村ニ而勝手儘ニ高機相始、次第ニ
増長仕』天保九年文書)つた新興足利に對抗するために『名主』久左衛門・『問屋兼名主』清左衛門・『里正』の機屋彦部
五兵衛・『名主補佐役』の機屋木島源藏の音頭により、株仲間の結成——『農村都市』から『特權都市』への逆轉——が
計られたことに現れてゐる(一二一―一二三頁)。しかし、かかる試みが『買次商』により壓碎されたことは、當時の桐生が、
全體として、『絹買』隨つて、これを牛取る江戸・大阪・京都の間屋・買占資本のための『分散手工場』化せることを
示すものではなからうか。(ロ)、『農民の織工』。即ち、一般農民がいとむ機業經營は、『糸商』および『絹買』の間屋
的・領主的支配に壓倒され、『農民の織工』の經營には廣汎なマニユファクチュア化の展望が與へられることなく、
かれらの一部は絶えず問屋制資本の間屋制的支配のもとにおとされるとともに、舊い生産事情がながく保持され、
また、かれらのあひだからマニユファクチュアが生起したとしても、その展開はいちじるしく阻止されて、産業革
命の背後に中小工業問題の根因をつくつた(二五―二六頁)。以上、信夫氏は、桐生織物業における手工場の歴史的性
格を『豪農の織元』による『農村の織工』の領主的・問屋的壓服としてとらへられる(二六―二七頁)のであるが、この場
合、氏はむしろ『豪農の織元』が江戸・大阪・京都問屋の『代理』たる絹買・糸商の支配とからみ合ひつつ、一方にお
いては自ら分業を伴ふ作業場をもち——所有しない場合もあちう——他方においては小生産者の部分的分業労働或
は商品別分業労働をば『家内労働』として前期的に支配するといふ、その全體としての生産の關係を『分散手工場』
として把握すべきであつたと考へる。そして、これは、獨立自營のヨーマンリを母胎とした『農村の織元』・産業資

本が『都市の織元』・問屋制商業資本を排除することにより『集中手工工場』として全體としての生産の關係を展開したイギリス毛織物業の場合と鋭く對比せしめられ、ニュンベルク問屋資本・グーツヘルのもとに『分散手工工場』を展開したシュレジエン麻織物業の場合と對應せしめられないだらうか。かく、全體としての關係として問題をみるならば、當然、單に『問屋制商業』の主導性或は『問屋制的支配と領主的支配との直接の結合』のみについて云々するのは充分でなく、近代的進化への傾斜において藩營手工場・土豪手工場(例へば酒造・搾油業など)——それらの經營はかかるものとしては近代産業成立過程のうちでは没落すべきものであるとしても舊生産方法むしろ貢租的性格をすら保存する點において、いはば後退的な積極性をもつ——が全産業にもつ重みが評價されねばならぬ。

Ⅲ、幕末の近代産業發展段階。幕末における衣料産業とくに綿業の發展段階は、著者によれば、『小商品生産を基礎とした問屋制家内工業』と規定される。しかし——と著者はこの規定の内容を説明せられる——問屋制資本下の小商品生産は幕末においては極度に分化し、例へば、白木綿生産における製織と晒の如くまた絹木綿生産における撚糸・藍染・綾取・仕直の如く生産者は部分工程を専門に擔當してゐたのであつて、それ故『それらの部分労働が一つの資本(問屋制資本)に統轄されながら相互に補足し合つて一つの完成生産物を生産する協業關係』(七九頁)は、それらの家内労働者間の分業が獨立生産者を前提とする社會的分業から性質上同一作業場内における部分労働者間の分業に轉化してゐるといふ點において、『きはめてマニユファクチュア的なものである。随つて、この場合、氏は事實上の『分散手工工場』を概念せられてゐる。それ故、『ただ、それが一つの作業場に純粹の賃労働を基礎として集結されてゐないところに問屋制家内工業とマニユファクチュアの區別を生じ、その生産を統轄する資本が一方は商業資本であり他方は産業資本であるといふ範疇的な相異が生じたのであつて、問屋制家内工業の場合には、資本形態(商業資

本)と技術形態(マニユファクチュア)が乘離してゐる』(八〇頁)と喝破されるとき、當然に、幕末における綿・絹業の近代的發展段階をば『分散手工工場』と規定せらるべきであつた(註8)。

以上、『問屋制家内労働』は小工業の段階と手工場の段階とについて區別せねばならぬこと、土豪手工場の近代的進化における後退的積極性なる役割を評價せねばならぬこと、これが要點である(註9)。

(註1) 桐生織物史に關する文献については、*入交好修『桐生織物史に關する資料と分析』早稻田商學、第六十二號を參照。

(註2) イギリスはハンバー河とセバーン河とを結ぶ線により、古典莊園が支配する東南型(大封建所領・教會領)と非莊園

型が支配する西北型(中位・下位の世俗的土地所有)とに分れる。農業經營形態(生産技術・土地制度)からみれば、東南型は

村落定住様式と結合せる開放耕地制度を基礎として農村共同的農業諸規定を示すが、西北型は孤立定住様式で三圃制度が

なく共同體的強制がない。土地所有(地代形態・農奴制度)からみれば、前者には早くより貨幣地代——封建制度崩壊期の

それではなく労働地代成立以前にこれを破壊するやうな貨幣地代が——および賃労働の萌芽があり(フリーホルダーや下

級ナイトのもつ副マネ結びつく)、後者には佃を中心とする賦役が行はれた。都市からみれば、前者にはギルド的都市は

少くオープン・タウンである。十二世紀による交換・貨幣經濟の展開は、佃の縮小と賦役の金納を齎したが、十三世紀に

は佃の擴大と賦役の強化(「フイーダル・リアクション」——オスト・エルベではそのまま農奴制が再版されたがイギリス

では絶對主義へ傾斜)とが行はれ、十四世紀に再び賦役金納の復活・金納地代の一般化が行はれた。農民經濟における商品

經濟の展開は貨幣地代の發展、領主經濟におけるそれは労働地代の擴展に導いたのである。かゝつて、十五世紀以降、イギ

リスにおける莊園制度の解體即ち貨幣地代の創出・固定と典型的獨立自營農民 yeoman の發生が特徴的である。いふまで

もなく、産業革命は毛織物業を基軸として自生的に西北から展開する(以上、*大塚久雄氏、『イギリス莊園の研究に關

する最近の一傾向』後掲。*小松芳喬氏、『中世英國農村』後掲四四—七二頁。また、さくにフランスにおける東北型例

へばロレヌマと西部型例へばメヨマとの対比については、*高橋幸八郎氏、『フランス革命』、世界歴史第六卷ヨーロッパ市民精神所収、後掲、二九二頁以降参照。

(註3) 『桐生織物史』、昭和十年三月、十五年六月、上巻、八七頁。

(註4) 農民的小工業の中からの『絹買』(専門の商人・買占人)の分出過程、即ち、農村における財産分化・農作的農民層と工業的農民層との分解を前提とするところ、個人の掌中における自由な資金の形成(買占人業務の出発点)過程を跡づけ、そしてさらに、市場の擴大に對する小生産者の分散性・孤立性の矛盾が少數の富者への販賣の集中により、換言すれば、小生産者の偶然的・不規則的な小賣が商業資本の大規模の買占・販賣費の遞減により、遠隔市場に對する規則的卸賣に轉化され、結局、小生産が純經濟的に買占人に壓倒される過程を追跡することは必要である。さくに、この場合、原料の購入が買占人・『絹買』により行なわれれば、小生産者は原料・製品の市場からも遮断され、やがて、小工業段階における『家内労働』が発生する素地がつくられるからである。桐生では、すでに貞享・元禄頃に遠隔市場(江戸・大阪)のための買占商・爲登師・買込人——例、桐生新町『絹買』書上三郎左衛門)が起つてゐるが、『桐生織物史』上巻、一〇五頁、買占業務は『江戸・京都等大都市の間屋から糸代金と稱する商資本の前渡しを受け、註文に應じ、製品を調達して、之を問屋先へに送り、その間、口錢を収むるもの』(同、二九六―七頁)であつた。因に、この絹買——『國賣』と『買次』——を替んだものは、いづれも『名主』『番頭』(同、一一〇頁)『前代武士の子孫である處の所謂郷士』、『江州伊勢方面商人の前記特權階級者と縁戚になつたもの』(同、二九八頁)であり、しかも、或は江戸の經學者朝川善庵と交り、或は長歌・短歌・狂歌・俳諧を能くし、或は文書繪畫により宣傳し(同、二九九―三〇三頁)、就中幕末の勤王家と交つてゐたことを注意すべきである。

(註7) *信夫氏、『近代日本産業史序説』、後掲、一九―二〇頁。*大塚氏、『歐洲經濟史序説』、二二〇頁参照。

(註8) この誤用は、氏の場合、多分に用語的なものにすぎぬことは、論文、『再編成を阻む農家經濟』(帝大新聞、昭和十七年九月七日)において、氏が『分散マニファクチュア』なる概念を確立せられたことによつても明かである。

(註9) *小林氏の書評、『帝大新聞』、昭和十七年六月八日號)および安部氏の書評、『經濟學雜誌』、第十一卷第二號、昭和十七年八月)を参照。

比較産業史重要参考文献

イギリス I、著書。*大塚久雄、『株式會社發生史論』、昭和十三年三月、有斐閣。*同氏、『歐洲經濟史序説』、昭和十三年三月、時潮社。同、『西洋近世經濟史』、昭和十六年六月、日本評論社。新經濟學全集第十六卷。*小松芳喬、『中世英國農村』、昭和十七年九月、弘文堂書房。『教養文庫』II、論文。(イ)農業史。*岩木弘夫、『イギリスのアプロルティズム時代の農業問題』、歴史學研究、第七卷第六號。*戸谷敏之、『イギリス・ヨーロッパの研究』、經苑(法政大學經濟學部會)、第十六號。*大塚久雄、『イギリス莊園の研究に關する最近の一傾向』、經濟學論集、第九卷第十號。*小松芳喬、『ヘンリ八世の修道院解散と農業革命の發展』、早稻田政治經濟學雜誌、第六七・六八號。*同、『英吉利マナ』(歐洲學界展望)、社會經濟史學、第十卷第十一・十二合併號。*同、『中世英國農村』、前掲。*同、『二圃農法管見』、社會經濟史學、第十二卷第五號。(ロ)商工業史。*大塚久雄、『初期資本主義における所謂「獨占」に就いて』、經濟學論集、第六卷第一號。*同、『所謂前期的資本なる範疇に就いて』、經濟志林、第八卷第二號。*同、『初期資本主義に於ける産業資本と商業資本との對立——十六世紀半の英吉利に於ける二つの條例』、法政大學政經志林、特輯號。*同、『英吉利における初期の鐵山會社』、社會經濟史學、第五卷第七號。*同、『十七世紀における東印度貿易と新大陸貿易との對立』、社會經濟史學、第六卷第十號。*同、『株式會社發生前史の一齣』、經濟志林、第九卷第二號。*同、『十八世紀初頭に於けるイギリス國內市場』、社會經濟史學、第八卷第三號。*同、『ス

ハイン継承戦後の経済的背景』経済學論集、第十卷第八號。*同、『十八世紀におけるイギリスの對スハイソ貿易に就て』、
 經濟志林、第十三卷第三號。*同氏、『近世經濟史上に於ける農村工業』(歐洲學界展望)社會經濟史學、第十卷第十一・十二
 合併號。(ハ)、精神史。*R・A・トウニイ著賀川豊彦・鎌田研二共譯、『宗教と資本主義の勃興』昭和八年六月、警醒社。
 *マックス・ウェーバー著梶山力譯、『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』昭和十三年五月、有斐閣。*大塚久
 雄、『梶山力譯、マックス・ウェーバー、プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』、經濟志林、第十二卷第二號*同、
 『資本主義精神起源論に關する二つの立場』ウーエーバーとブレンターノ』、經濟學論集、第九卷第四號。
 フランス *高橋幸八郎、『フランス革命と農村』社會經濟史學、第九卷第五號。*同、『所謂農奴解放に就いて』(一・二)、史
 學雜誌、第五十一編第十一・十二號。*同氏、『ヨーロッパ經濟史に於ける』型の把握に就いて』(イギリス、フランス、ドイ
 ツ)、歴史學研究、第十卷第十二號。*同、『佛蘭西農業史』(歐洲學界展望)、社會經濟史學、第十卷第十一・十二合併號。*
 同、『フランス革命』世界歴史、第六卷、ヨーロッパ市民精神』所收、昭和十六年六月、河出書房。
 ドイツ *松田智雄、『フッガー時代』十五・六世紀に於ける南獨逸』(歐洲學界展望)、社會經濟史學、第十卷第十一・十二合併
 號。同、『南獨逸農林麻織物業の類型的特質』、同、第十一卷第十一・十二合併號。*ドイツ經濟史に於ける力學』、歴史學研
 究、第九卷五號。*同、『前貸制度の展開と獨逸農村工業』、社會經濟史學、第十二卷第五號。*同、大塚久雄、『十六世紀後半のマ
 ルセイユに於ける南獨逸人の東邦貿易』、經濟志林、第九卷第三號。*同、『フッガー時代の南獨逸に於ける會社企業』、經
 濟學論集、第三卷第四號。*同、『株式會社發生史論』、前掲。*舟越康壽、『歐洲封建制度に於ける主従關係の一特性』(一・
 二)、社會經濟史學、第十卷第三・四號。*同、『ドイツ初期莊園制度研究の發展』(一・二)、同、第十卷第十一・十二號。*
 同、『獨逸封建制度の一特質』、同、第十二號第カ號。*柳春生、『十八世紀末における東プロシヤの土地制度』、歴史學研究、第
 百號。*宇尾野久著、『獨逸農政史序論』、昭和十六年四月、慶應書房。

イタリヤ *藤田敬三、『フロレンスの毛織物業工業に於ける商業資本』、經濟學雜誌、第七卷第五號。*同、『フロレンスのツ
 フト制度』、大阪商科大学創立六十周年記念論文集、昭和十六年。*大塚久雄、『株式會社發生史論』、前掲。

オランダ *大塚久雄、『株式會社發生史論』、前掲。*同、『十七世紀初頭に於ける和蘭商業資本躍進の經濟的基礎』、社會經濟
 史學、第四卷第九號。*和蘭西印度會社設立に關するユセレンクスの計畫とその意義』、同、第六卷第六號。

アメリカ *鈴木圭介、『アメリカ獨立戦争の經濟的背景』、立教經濟學研究、第二卷第一號。*同、『匿名氏著、アメリカ農業
 (一七七五年)』(書評)。

日本 I、著書。*信夫清三郎著、『近代日本産業史序説』、昭和十七年五月、日本評論社。*小野武夫著、『日本兵農史論』、昭
 和十三年九月、有斐閣。II、論文。*石母田正、『王朝時代の村落の耕地』(一・二・三・四)、社會經濟史學、第十一卷第二・三・
 四・五號。*同、『古代村落の二つの問題』(一・二)、歴史學研究、第九二・九三號。*同、『古代家族の形成過程』、社會經濟史
 學、第十二卷第六號。*藤間生大、『莊園不入制成立の一考察——初期莊園の崩壊過程』(上・下)、歴史學研究、第百・百一號。
 *同、『北陸型莊園機構の成立過程』(一・二・三)、社會經濟史學、第十一卷第五・六・七號。*同、『郷村について』、同、第十二
 卷第六號。*松本新八郎、『六波羅時代』、三笠書房、『日本歴史入門』所收、昭和十六年十月。*同、『郷村制度の成立』、雄山閣、
 『新講大日本史第十二卷、日本社會經濟史(下)』所收、昭和十七年四月。*同、『名田經營の成立』、小學館、『生活と社會』所
 收、昭和十七年七月。

註記 I。昭和十二年以後の日本における『近代支那』研究は、ブツヒャア流の『問屋制家内工業』論(方顯廷)の批判者とし
 て重要であるから、以下、この點即ち織布業の經營形態に論及せる主要なものだけをあげる。まづ豊富な資料をもつ彼地
 の研究に、*方顯廷、『支那工業組織論』(岡崎三郎譯、昭和十四年三月、生活社)。*同、『支那工業論』(有澤廣巳編、昭和十
 近代産業史研究の成果に就いて
 五七 (八六三)

一年八月、改造社。*同、『支那の民族産業』(平野義太郎編、昭和十五年十月、岩波書店)。*H. D. Fong, Cotton Industry and Trade in China, 1932, Tientsin。*吳知、『鄉村織布工業の研究』(發智・岩田・近藤・信夫共譯、昭和十七年五月、岩波書店)がある。これに對する批判として、信夫清三郎氏の先驅的諸研究の後、*發智善次郎、『支那經濟研究の出發點』(滿鐵調査月報、第十七卷第四號)。*同、『支那工業に關する一考察』(東亞問題、第一卷第六號)。*吳松一三、『支那經濟研究の出發點を讀む』(歴史學研究、第七卷第七號)。*幼方直吉、『南京木棉興亡史』(東亞論叢、第一輯)。*尾崎五郎、『支那工業機構』(昭和十四年二月、白揚社)。*同、『支那工業の發達』(昭和十六年六月、中央公論社・東亞新書)。*山崎進、『支那民族産業資本の自主性に對する評價』(東亞問題、第二卷第一號)。*平瀬己之吉、『支那におけるマニファクチャアの諸問題』(二)(東亞問題、第二卷第五號)。*同著、『近代支那經濟史』(昭和十七年九月、中央公論社)。*名和統一、『資本主義の發達』(中央公論社、『支那問題辭典』所收)。*尾崎庄太郎、『工業』(同)などがある。

(II)。近代日本の精神史的研究として商人道德については宮野和太郎、宮本又次氏らの眞摯な諸研究があるが、昭和十四年四月、『思想』、『社會政策時報』所收の平野氏の論文が勝れて比較史的である。

(III)。右の外に、西洋經濟史研究家の問題史的な『書評』は極めて重要である。尙、中小産業に關する比較産業別文献はとくに重要であるが、これは別の機会にゆづる。ここでは、とりあえず、小田橋貞壽氏の書目(一橋論叢、昭和十三年九月號の主要著書、昭和十四年五月號の主要論文に關する目録)をあげておく。

〔附記〕『中小工業』の經營形態の特質は同時に、これに照應する販路機構の深淺・廣狹の問題へ整理されてゆかねばならぬ。この點からみて、近世絹織物業の市場構造(堀江英二氏、同名論文、經濟論叢、第五十五卷第三號)の検討は重要である。堀江氏によれば、近世初期の絹織物の市場は、江戸に結集された將軍・諸侯の購買力(西陣都市手工業)と城下町に結

集された中下級武士・町人の購買力(農村副業)との二重の構造をもつては、要するに、貢租米の消費余剰を源泉とする武士・町人の購買力、即ち、都市市場であつた(同、六五―七一頁)。これに反し、近世中期以降の西陣機業の技術移植による地方機業の勃興過程の時間的系列(丹後・桐生・長濱・岐阜および足利・伊勢崎・八王子)は、貢租を基軸とする都市市場に對し百姓の需要たる農村市場、即ち、衣料自給の解體・社會的分化(例へば、全國では關東の絹業、關西の綿業、兩毛地方では大間々・厩橋・前橋の生糸、桐生・足利の機業)にもとづく農村市場の展開の程度・織物大衆化の段階を示してゐる(七一―七七頁)。この地域分化が、畿内に領主による流通組織化たる國產獎勵により促進され、全國的規模で展開され、各地がその特産物を出すやうになれば、各地は異質の統一として全國的な統一的な商品經濟に有機的に編入され、近世封建體制の孤立現物經濟的基礎が破壊され、農村副業と生産された絹織物は全國的に流通することになる(七七頁)。それ故、氏によれば、都市市場と農村市場との差異は、都市獨立手工業・孤立農村副業(小工業段階)と手工場段階との段階上の區隔に照應するものと考えられてゐるやうである。隨つて、氏によれば、手工場に關する限り分散式も集中式も、同一の市場範圍を要求するものである(經濟論叢、第五十五卷第二號、一一九頁)。しかし、近世封建制下においては——三氏が言はれるやうに——、第一に貢租に加ふるに『新地主』の地代を基軸として生ずる都市市場の比重の方が農村市場より大である。第二に、(イ)米の商品化が農民により行はれざる限り農民經濟の商品化は排除されて衣料自給が保持され、(ロ)貢租米の現物固定のため農民經濟が商品生産・專業化することは許されぬために社會分化・地域分化の展開が阻止され、(ハ)家計補充的副業性のため社會分化があつてもかれらが相互に與へあふ購買力は少い(同、第五十五卷第三號、八一頁)。だからむしろ、手工業の分散が集中かの差異に、市場範圍(深淺・廣狹)の差異が照應するのではなからうか。妄言を謝す。